

## 環境配慮型住宅助成金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、自然エネルギーや県産木材を活用した快適で環境にやさしい環境配慮型住宅の普及を促進することにより、環境負荷の低減、県産木材の利用拡大、豊かな住環境の維持向上、住宅産業の活性化及び技術の向上並びに県内への移住の促進を図り、環境面でも経済面でも持続可能な脱炭素社会を住まいから構築するため、既存住宅のリフォーム工事及び木造住宅の新築に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム工事 増築(既存の住宅部分の存しない箇所に住宅部分の床面積を増加する工事をいう。)、改築(既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事をいう。)、修繕、模様替えその他の住宅の機能を回復又は向上させる工事をいう。
- (2) 県産木材 信州木材認証製品センターが定める信州木材製品認証基準に基づき認証を受けた木材及び知事が別に定める木材をいう。
- (3) 省エネ基準 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。別表第5において「省エネ基準省令」という。）第1条第1項第2号に規定する基準をいう。
- (4) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (5) 移住者 交付申請日の属する年度の前年度の4月1日から規則第12条第1項前段に規定する実績報告書の提出日までに県外から助成対象住宅に移住した者をいう。
- (6) 自然エネルギー設備 太陽光その他の化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外のエネルギーを利用する設備をいう。
- (7) 中間時現場審査 屋根工事、断熱工事及び気密工事が概ね完了し、かつ、造作工事、内外装工事等により断熱工事及び気密工事に係る部分が覆われる前に行う現場審査をいう。
- (8) 完了時現場審査 すべての工事が完了したときに行う現場審査をいう。

### 第1章 リフォームタイプ

(助成対象者)

第3 助成金の交付の対象となる者は、住宅のリフォーム工事を行う者で、県内に居住する者又は移住者とする。

(助成対象住宅)

第4 助成金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に所在する住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が当該住宅の床面積の合計の2分の1未満のものを含む。）
- (2) 助成対象者が自ら居住又は所有する住宅
- (3) リフォーム工事にあって、自然エネルギー設備の導入について、検討を行ったものであること

(助成対象工事)

第5 助成金の交付の対象となる工事は、県内に主たる事務所を置く者が施工する50万円以上のリフォーム工事で、次の各号に掲げる室のいずれかにおいて、外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分を用い。以下同じ。）に接する壁、床、天井又は屋根の見付面積10平方メートル以上の部分の断熱性能を向上させ、かつ、外気等に接するすべての建具（断熱性能が確保されているものを除く。）の断熱性能を向上させるものとする。

- (1) 浴室及び脱衣所
- (2) 寝室（居住する者のいずれかが日常的に就寝の用に供する室をいう。）

(助成金の額)

第6 助成金の額は、別表第1に掲げる額を合計した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、リフォーム工事費の5分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とし、かつ、500,000円を限度とする。

(交付の申請)

第7 規則第3条に規定する申請書は、環境配慮型住宅助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、別表第2のとおりとする。

3 交付申請書の提出時期は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 交付申請日の属する年度の3月31日までに事業が完了するもの 交付申請日の属する年度の4月15日から2月15日まで
- (2) 交付申請日の属する年度の翌年度の4月1日から3月31日までに事業が完了するもの 交付申請日の属する年度の12月1日から3月15日まで

(助成金交付の条件)

第8 次の各号に掲げる事項は、助成金の交付の条件とする。

- (1) 工事内容等に変更が生じ助成金の額が変更となるときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
- (2) 事業完了予定日の属する年度の3月31日までに事業が完了しないことが明らかになったときは、速やかに知事に取下げの申出をすること。

- (3) 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。
- 2 知事は、前項に掲げるもののほか、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(変更の承認申請)

- 第9 第8第1項第1号の規定による変更承認の申請は、環境配慮型住宅助成金変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて提出して行うものとする。
- 2 前項に規定する関係書類は、第7第2項に定める交付の申請の関係書類のうち、変更に係る書類とする。

(取下げの申出)

- 第10 第8第1項第2号の規定による取下げの申出は、環境配慮型住宅助成金取下申出書(様式第5号)を提出して行うものとする。

(実績報告)

- 第11 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、環境配慮型住宅助成金実績報告書(様式第6号)によるものとする。
- 2 規則第12条第1項前段に規定する関係書類は、別表第3のとおりとする。
- 3 規則第12条第1項後段の規定による実績報告書は、環境配慮型住宅助成金年度終了実績報告書(様式第7号)によるものとする。
- 4 第1項の規定による実績報告書の提出時期は、事業完了日の属する年度の3月31日までとする。

(額の確定)

- 第12 知事は、実績報告があったときは、書類審査及び必要に応じて実施する現地調査により、交付すべき助成金の額を確定する。

(助成金の交付請求)

- 第13 補助事業者が助成金の交付を請求しようとするときは、助成金の額の確定後、環境配慮型住宅助成金交付請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

## 第2章 新築タイプ

(助成対象者)

- 第14 助成金の交付の対象となる者は、別表第4に掲げる基本基準のすべてに適合する住宅を自ら居住するために県内において新築する者とする。

(助成金の額)

- 第15 助成金の額は、300,000円とする。ただし、助成対象住宅が別表第4に掲げる選択基準に該当する項目の数に応じて、同表に掲げる額を加算できるものとする。

(交付の申請)

第 16 規則第 3 条に規定する申請書は、環境配慮型住宅助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第 9 号）によるものとする。

2 規則第 3 条に規定する関係書類は、別表第 5 のとおりとする。

3 交付申請書の提出時期は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 交付申請日の属する年度の 3 月 31 日までに事業が完了するもの 交付申請日の属する年度の 4 月 15 日から 2 月 15 日まで、かつ、中間時現場審査の実施を希望する日の 14 日前まで

(2) 交付申請日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに事業が完了するもの 交付申請日の属する年度の 11 月 1 日から 3 月 15 日まで、かつ、中間時現場審査の実施を希望する日の 14 日前まで

(交付の決定)

第 17 知事は、助成金の交付の申請があったときは、書類審査及び中間時現場審査により助成金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をする。

(助成金交付の条件)

第 18 次の各号に掲げる事項は、助成金の交付の条件とする。

(1) 助成金の額が変更となる設計変更、又は担当大工（別表第 4 の選択基準④を適用する場合における同基準の欄に掲げる者に限る。）、設計者若しくは工事監理者の変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(2) 事業完了予定日の属する年度の 3 月 31 日までに事業が完了しないことが明らかになったときは、速やかに知事に取下げの申出をすること。

(3) 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(変更承認の申請)

第 19 第 18 第 1 項第 1 号の規定による変更承認の申請は、環境配慮型住宅助成金変更承認申請書（様式第 11 号）に関係書類を添えて提出して行うものとする。

2 前項に規定する関係書類は、第 16 第 2 項に定める交付の申請の関係書類のうち、変更に係る書類とする。

(取下げの申出)

第 20 第 18 第 1 項第 2 号の規定による取下げの申出は、環境配慮型住宅助成金取下げ申出書（様式第 5 号）を提出して行うものとする。

(実績報告)

第 21 規則第 12 条第 1 項前段に規定する実績報告書は、環境配慮型住宅助成金実績

報告書（様式第 12 号）によるものとする。

- 2 規則第 12 条第 1 項前段に規定する関係書類は、別表第 6 のとおりとする。
- 3 規則第 12 条第 1 項後段の規定による実績報告書は、環境配慮型住宅助成金年度終了実績報告書（様式第 7 号）によるものとする。
- 4 規則第 12 条第 1 項に規定する補助事業が完了したときとは、助成対象住宅を新築する工事が完了し、かつ、補助事業者が当該住宅の所在地に住所を変更したときとする。
- 5 第 1 項の規定による実績報告書の提出時期は、事業完了日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

（完了時現場審査の事前実施）

第 22 補助事業者は、実績報告書の提出に先立って完了時現場審査を受けようとするときは、環境配慮型住宅助成金完了時現場審査事前実施依頼書（様式第 14 号）を知事に提出するものとする。

（額の確定）

第 23 知事は、実績報告があったときは、書類審査及び完了時現場審査により、交付すべき助成金の額を確定する。

（助成金の交付請求）

第 24 補助事業者が助成金の交付を請求しようとするときは、助成金の額の確定後、環境配慮型住宅助成金交付請求書（様式第 8 号）を知事に提出するものとする。

### 第 3 章 雑則

（書類の提出）

第 25 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の提出部数は正副 2 部とし、所轄建設事務所長を経由するものとする。

（補則）

第 26 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(別表第1)(第6関係)

	区分	対象工事	加算できる額
基本 基準	①	第5各号に掲げる室のいずれか（この表において「基本額対象室」という。）において、外気等に接する壁、床、天井又は屋根の断熱性能を向上させる工事	対象見付面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額
	②	基本額対象室において、外気等に接する建具の断熱性能を向上させる工事	対象箇所数に1箇所当たり15,000円を乗じて得た額
選択 基準	①	ア 基本額対象室以外において、外気等に接する壁、床、天井又は屋根の断熱性能を向上させる工事	対象見付面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額
		イ 基本額対象室以外において、外気等に接する建具の断熱性能を向上させる工事	対象箇所数に1箇所当たり15,000円を乗じて得た額
	②	ア 床の段差を解消する工事	対象箇所数に1箇所当たり2,000円を乗じて得た額
		イ 出入口の幅を拡張する工事	対象箇所数に1箇所当たり10,000円を乗じて得た額
		ウ 和式便器を洋式便器に取り替える工事	対象箇所数に1箇所当たり50,000円を乗じて得た額
		エ 便所又は浴室を拡大し十分な面積を確保する工事	対象箇所数に1箇所当たり50,000円を乗じて得た額
	③	ア 県産木材（仕上げ用板材又は合板）を使用する工事	県産木材使用量に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額
		イ 県産木材（仕上げ用板材又は合板以外の材）を使用する工事	県産木材使用量に1立方メートル当たり5,000円を乗じて得た額
	④	リフォーム瑕疵保険に加入する工事	10,000円
	⑤	補助事業者及び子どもが居住する住宅である工事	100,000円
	⑥	補助事業者が移住者である工事	100,000円
⑦	自然エネルギー設備（知事が別に定めるものに限る。）を導入する工事	100,000円	

(備考) 対象工事欄に掲げるものに該当する場合に限り、それぞれ額欄に掲げる額を加算することができる。

(別表第2) (第7関係)

交付の申請の関係書類	
基本 基準	付近見取図及び工事内容が確認できる図面、仕様書、計算書等
	工事見積書の写し
	工事箇所ごとの工事着手前の写真
	リフォーム工事実施に係る同意書(様式第2号)(助成対象住宅が、補助事業者が自ら所有する住宅でない場合に限る。)
選択 基準	④ リフォーム瑕疵保険の加入に係る見積書の写し
	⑦ 自然エネルギー設備導入に係る確認書(様式第3号)

(備考) 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

(別表第3) (第11関係)

実績報告の関係書類	
基本 基準	工事請負契約書又は工事注文請書の写し
	領収書、金融機関振込依頼書その他の代金支払いを証する書類の写し
	工事箇所ごとの工事完了後の写真
	工事箇所のうち工事完了後に隠蔽されている部分の工事内容が確認できる 工事中の写真又は出荷証明書若しくは納品書の写し
選択 基準	③ 信州木材認証製品出荷証明書又は県産木材であることを確認するもの として知事が別に定めるものの写し
	④ リフォーム瑕疵保険の証券の写し
	⑤ 住民票の写しの原本(発行後3ヶ月以内のものとし、補助事業者(⑤を ⑥ 適用する場合にあっては子どもを含む。)が助成対象住宅に居住している ことが確認できるものに限る。)

(備考) 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

(別表第4) (第14、第15関係)

	基準	加算できる額
基本 基準	1 一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものを含む。)であること。 2 木造住宅であること。 3 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が75平方メートル以上280平方メートル以下であること。 4 県内に主たる事務所を置く者が工事を請け負ったものであること。 5 一般向けの住宅見学会を実施したものであること。 6 住宅の用途に供する部分が省エネ基準に適合していること。	

	<p>7 建築用材として県産木材を延べ面積1平方メートルあたり0.12立方メートル以上使用していること。</p> <p>8 設計者及び工事監理者が、国土交通省が推進する住宅省エネ化推進体制強化事業における住宅省エネルギー設計技術者講習会を修了した者であること。</p>	/										
選択基準	<p>① 建築用材として県産木材を延べ面積1平方メートルあたり0.16立方メートル以上使用していること。</p>		<p>該当する項目の数に応じた以下の額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">該当する項目の数</th> <th style="text-align: center;">加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">40万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6以上</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </tbody> </table>	該当する項目の数	加算額	3	20万円	4	30万円	5	40万円	6以上
	該当する項目の数	加算額										
	3	20万円										
	4	30万円										
	5	40万円										
	6以上	50万円										
	<p>② CASBEE戸建評価員によるCASBEE-戸建(新築)の環境効率の評価がSランクであること。</p>											
<p>③ ふるさと信州・環の住まい認定要綱(平成22年2月26日付け21住第451号通知。以下「環の住まい認定要綱」という。)第2の規定により、ふるさと信州・環の住まいの認定を受けていること。</p>												
<p>④ 工事請負者の被雇用者である40歳未満かつ大工職経験年数10年未満の若手大工及びその指導者が担当大工として木工事一般を施工したものであること。</p>												
<p>⑤ 補助事業者及び子どもが居住する住宅であること。</p>												
<p>⑥ 補助事業者が移住者であること。</p>												
<p>⑦ 自然エネルギー設備(知事が別に定めるものに限る。)を導入したものであること。</p>												

(別表第5)(第16関係)

交付の申請の関係書類	
基本基準	<p>建築工事請負契約書の写し</p>
	<p>設計図書 (付近見取図、配置図、仕様書、仕上表、各階平面図及び二面以上の立面図のほか、省エネ基準に適合していることを示す断面図、詳細図、機器表等を基本とする。)</p>
	<p>省エネ基準に適合していることを示す計算書 (省エネ基準省令第1条第1項第2号イ(1)又は同号ロ(1)を適用する場合に限る。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)の規定に基づく設計住宅性能評価書(断熱等性能等級が等級4であるものに限る。)の写しを添付する場合は省エネ基準省令第1条第1項第2号イの基準に係るもの、設計住宅性能評価書(一次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5であるものに限る。)の写しを添付する場合は同号ロの基準に係るもの、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写しを添付する場合は同</p>



	号イ及びロの基準に係るものの添付を省略することができる。）	
	設計者及び工事監理者の住宅省エネルギー設計技術者講習修了証の写し	
選択 基準	②	CASBEE－戸建（新築）評価結果書
		CASBEE 戸建評価員登録証又は同登録証明書の写し
	③	環の住まい認定要綱に基づく建築計画適合確認通知書の写し
	④	環境配慮型住宅助成金担当大工に係る確認書（様式第 10 号）
		担当大工の健康保険被保険者証その他の雇用関係を証する書類の写し（若手大工及びその指導者のものとする。）
⑦	自然エネルギー設備導入に係る確認書（様式第 3 号）	

（備考） 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

（別表第 6）（第 21 関係）

	実績報告の関係書類	
基本 基準	環境配慮型住宅助成金住宅見学会実施結果報告書（様式第 13 号）	
	住民票の写しの原本（発行後 3 ヶ月以内のものとし、補助事業者が助成対象住宅に居住していることが確認できるものに限る。）	
	信州木材認証製品出荷証明書又は県産木材であることを確認するものとして知事が別に定めるものの写し	
	工事監理報告書の写し	
	完成した住宅の写真（外観及び内観とする。）	
選択 基準	③	環の住まい認定要綱に基づく環の住まい認定書の写し
	⑤	住民票の写しの原本（発行後 3 ヶ月以内のものとし、補助事業者及び子どもが助成対象住宅に居住していることが確認できるものに限る。）

（備考） 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

